取引確認書の提出について(依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本学の教育・研究・診療の推進のためにご協力・ご支援を賜りありがとうございます。

公的研究費の不正防止に関してはこれまで、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」に基づき様々な対策を行ってきたところですが、依然として全国的に公的研究費の不正使用が後を絶たないことを受け、平成26年2月18日にガイドラインの改正が行われました。

この中では、本学に対して、全ての研究者及び事務職員にコンプライアンス教育を受講させ、誓約書を徴集すること、不正行為が発生した場合に競争的資金等への申請資格の制限や予算の削減措置が講じられることのほか、取引業者に対して、規則等を遵守し、不正に関与しないことなどの確認を求めることや、過去の不正取引について自己申告した場合に処分の減免措置を行うことがあることを含めた処分方針を周知徹底する対応が求められております。

本学におきましても、ガイドラインを適切に実行するため、平成19年度より各会計事務所に検収センターを設置するなど会計事務の改善を行い、取引業者様のご協力を得て不適切な経理の防止を図っているところでございますが、新たに取引業者様に別紙の「取引確認書」の提出をお願いすることとなりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

敬具

【資料】

- 取引確認書提出における注意事項
- □座振込依頼書・取引確認書

【参考】

 文部科学省ホームページ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

・ 香川大学ホームページ

「公的研究費等の不正使用防止に関する取組み」

https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/

本件に関する問い合わせ先 国立大学法人香川大学 財務部財務企画課 (電話 087-832-1064)

取引確認書提出における注意事項

香川大学(以下、「本学」という。)が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

取引確認書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、同意の上、提出願います。

記

1. 法令等の遵守

- (1)取引にあたり、賄賂・談合及び本学教職員等との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- (2) 次の行為は、不正行為とします。
 - 預り金: 本学教職員等からの預け金の依頼の承諾
 - 品名替:取引事実と異なる品名に書き換えられた書類を大学に提出すること。
 - その他:上記以外の虚偽の書類の作成。
- (3)発注は、原則として本学の契約担当部署の事務職員が行います。(教員発注は認めておりません。

なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご留意ください。

2. 取引先選定の公平性

(1)本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知下さい。

3. パートナーシップ

- (1) 本学職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにして下さい。当該要請があった場合は、本学の通報窓口(香川大学コンプライアンス通報窓口TEL:087-832-1199)に御連絡下さい。
- (2) 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合等は、取引記録に関する帳簿等の提供などに、全面的にご協力下さい。
- 4. 取引確認書を提出した後、貴社名については、本学の取引先様として会計システムに 登録させていただきます。